

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 電子情報処理組織により申請等が行われる場合において、一定の添付書面等に係る添付書面等記載事項が記録された電子署名付の電磁的記録を当該申請等に併せて送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができることとする。(第5条関係)
- 2 電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の根拠として別表に掲げる法令について、地方揮発油税法及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則を加えることとする。(別表関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)